

審査事務の概要
(参考資料)

〔科目〕 審査事務の概要
〔講義日時〕 令和元年7月30日(火)
自 10:20 至 14:50
令和元年7月31日(水)
自 8:30 至 12:30
〔講師〕 国税不服審判所
国税審判官 黒子 雅則



審査請求書 (初葉)

(注) 必ず次葉とともに、正副2通を所轄の国税不服審判所に提出してください。

国税不服審判所長		① 審査請求年月日	令和 年 月 日	
審査請求人	② 住所・所在地 (納税地)	〒 -	電話番号 ()	
	③ (ふりがな) 氏名・名称	()	④ 個人番号又は法人番号	
	⑤ 住所・所在地	〒 -	電話番号 ()	
代理人	⑥ 住所・所在地	〒 -	電話番号 ()	
	(ふりがな) 氏名・名称	()	委任状(代理人の選任届出書)を必ず添付してください。	
審査請求に係る処分(原処分)	⑦ 原処分庁	() 税務署長・() 国税局長・その他()		
	⑧ 処分日等	原処分(下記⑨)の通知書に記載された年月日	平成・令和 年 月 日付	
		原処分(下記⑨)の通知を受けた年月日	平成・令和 年 月 日	
	⑨ 処分名等 (該当する番号を○で囲み、対象年分等は該当処分名ごとに記入してください。)	税目等	処分名	対象年分等
		1 申告所得税(復興特別所得税がある場合には、これを含む。)	1 更正(更正の請求に対する更正を含む。) 2 決定	
		2 法人税(復興特別法人税又は地方法人税がある場合には、これを含む。)	3 青色申告の承認の取消し 4 更正の請求に対する更正すべき理由がない旨の通知	
		3 消費税・地方消費税	5 加算税の賦課決定 (a 過少申告加算税 b 無申告加算税 c 重加算税)	
		4 相続税	6 その他	
5 贈与税				
6 源泉所得税(復興特別所得税がある場合には、これを含む。)	1 納税の告知 2 加算税の賦課決定 (a 不納付加算税、 b 重加算税)			
7 滞納処分等	1 督促 [督促に係る国税の税目:] 2 差押え [差押えの対象となった財産:] 3 公売等 [a 公売公告、 b 最高価申込者の決定、 c 売却決定、 d 配当、 e その他 ()] 4 相続税の延納又は物納 [a 延納の許可の取消し、 b 物納の申請の却下、 c その他 ()] 5 還付金等の充当 6 その他 []			
8 その他				
⑩ 再調査の請求をした場合	再調査の請求年月日: 平成・令和 年 月 日付 ◎ 該当する番号を○で囲んでください。 1 再調査の決定あり 再調査決定書の謄本の送達を受けた年月日: 平成・令和 年 月 日 2 再調査の決定なし			

※ 審判所 整理欄	受付態様	確認印	整理簿記入	本人確認	番号確認	身元確認	本人確認書類
	郵送等 () 持参				本人	代理人	

※「審判所整理欄」には記入しないでください。

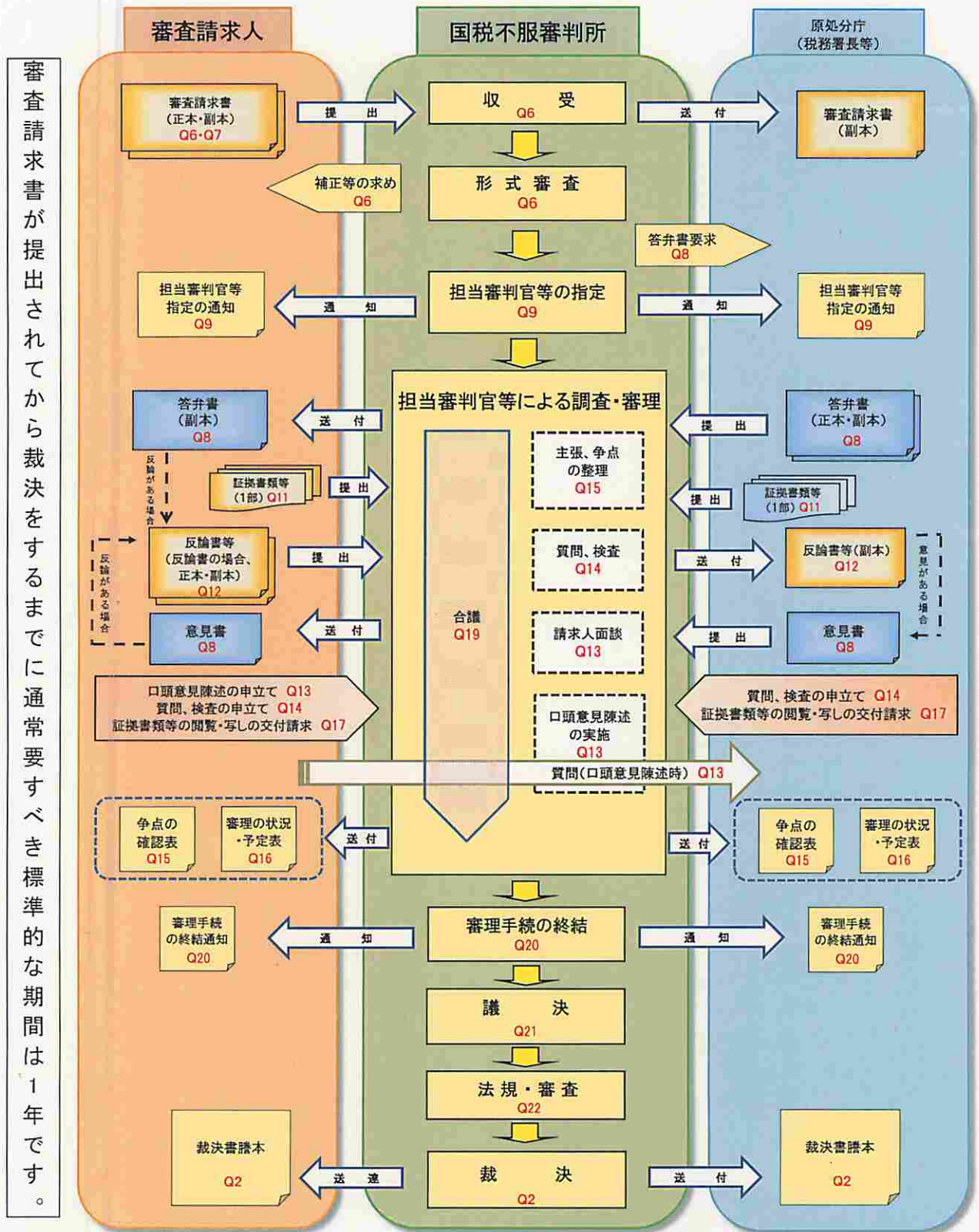
審査請求書 (次葉)

審査請求人 (氏名・名称)

① 審査請求の趣旨	<p>◎ 原処分 (再調査の決定を経ている場合にあつては、当該決定後の処分) の取消し又は変更を求める範囲等について、該当する番号を○で囲んでください。</p> <p>なお、次の番号2の「一部取消し」又は3の「その他」を求める場合には、その範囲等を記載してください。</p> <p>1 全部取消し …… 初葉記載の原処分の全部の取消しを求める。</p> <p>2 一部取消し …… 初葉記載の原処分のうち、次の部分の取消しを求める。</p> <p>3 その他 …… [_____]</p> <p>(一部取消しを求める範囲)</p>		
② 審査請求の理由	<p>◎ 取消し等を求める理由をできるだけ具体的に、かつ、明確に記載してください。</p>		
③ 正当な理由がある場合	<p>◎ 下記の場合には、原則として審査請求をすることができませんが、「正当な理由」がある場合には審査請求をすることができます。下記に該当する審査請求をされる場合には、「正当な理由」について具体的に記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再調査の請求をした日の翌日から起算して3月を経過していない。 ・ 原処分があつたことを知った日 (原処分に係る通知書の送達を受けた場合には、その受けた日) の翌日から起算して3月を経過している。 ・ 再調査決定書の謄本の送達があつた日の翌日から起算して1月を経過している。 ・ 原処分に係る通知書の送達を受けた場合を除き、原処分があつた日の翌日から起算して1年を経過している。 <p>(正当な理由)</p>		
④ 添付書類	<p>◎ 添付する書類の番号を○で囲んでください。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"> <p>1 委任状(代理人の選任届出書)又は税務代理権限証書</p> <p>2 総代の選任届出書</p> <p>3 審査請求の趣旨及び理由を計数的に説明する資料</p> <p>4 原処分の通知書の写し</p> <p>5 再調査決定書の謄本の写し (再調査の決定がある場合)</p> <p>6 個人番号確認書類</p> </td> <td style="width: 50%; border: none;"> <p>7 身元確認書類</p> <p>8 書類の送達先を代理人とする申出書</p> <p>9 その他</p> </td> </tr> </table>	<p>1 委任状(代理人の選任届出書)又は税務代理権限証書</p> <p>2 総代の選任届出書</p> <p>3 審査請求の趣旨及び理由を計数的に説明する資料</p> <p>4 原処分の通知書の写し</p> <p>5 再調査決定書の謄本の写し (再調査の決定がある場合)</p> <p>6 個人番号確認書類</p>	<p>7 身元確認書類</p> <p>8 書類の送達先を代理人とする申出書</p> <p>9 その他</p>
<p>1 委任状(代理人の選任届出書)又は税務代理権限証書</p> <p>2 総代の選任届出書</p> <p>3 審査請求の趣旨及び理由を計数的に説明する資料</p> <p>4 原処分の通知書の写し</p> <p>5 再調査決定書の謄本の写し (再調査の決定がある場合)</p> <p>6 個人番号確認書類</p>	<p>7 身元確認書類</p> <p>8 書類の送達先を代理人とする申出書</p> <p>9 その他</p>		

- 審査請求書の記載に当たっては、別紙「審査請求書の書き方」を参照してください。
- この用紙に記載しきれないときは、適宜の用紙に記載して添付してください。
- 証拠として提出された書類を審査請求書 (副本) の添付書類として原処分庁に送付することは行いません。

国税不服審判所における審査請求手続 (一般的な審理の流れ)



審査請求書が提出されてから裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間は1年です。

- このリーフレットは、審査請求書の提出から裁決書謄本が送付されるまでの審理の流れをご理解いただくために作成したものです。小冊子「審査請求よくある質問 -Q&A-」と併せてご活用ください。
- 上記の図解内の「Q○」は、「審査請求よくある質問 -Q&A-」のQ (問) 番号を示しています。
- このリーフレットに記載された審理の流れは一般的なものであり、審査請求の内容、調査・審理の状況等によって異なる場合があります。

